

『介護職員等特定処遇改善(R 5 年度)』に対する取り組みについて

令和5 (2023)年度、介護老人保健施設 虹ヶ丘では、「介護職員等特定処遇改善加算 I」を算定し、次の通り、職員の処遇改善に努めていく予定です。

● 賃金改善の予定

① 勤続10年以上の介護福祉士（経験・技能のある介護職員）

= 職責・勤務状況等に応じて

“月額42,000円～29,000円”を、毎月の給与時に支給。

② その他の介護職員（①に該当しない介護職員）

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額17,000円～1,500円”を、毎月の給与時に支給。

③ 介護職員以外の職員

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額36,000円～0円”を、毎月の給与時に支給。

～その他～

- ・ 上記①及び②の介護福祉士・介護職員に対して「**介護職員処遇改善加算 I**」を算定し「月額35,000円～27,000円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。
- ・ 全職種職員(パート職員除く)に対して「**介護職員等バースアップ加算**」を算定し「月額4,900円～3,000円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。

※ 上記の賃金改善を、2023(R05)年7月～2024(R06)年6月分給与にて実施します。

● 職場環境等の改善目標

入職促進に向けた取組及び資質向上への支援

= 幅広い採用の仕組みに取り組みます。

= 資質向上を目的とした研修へ参加する職員に対し、勤務調整等の支援をします。

多様な働き方の推進及び職場環境の改善

= 育児・介護等の両立を目指す職員に対して、勤務調整等の支援をします。

= ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図り、職場環境の改善に努めます。

心身の健康管理及び業務改善の取組

= 短時間勤務者も含め健康診断等の健康管理対策を実施します。

= 高齢勤務者も活躍できる業務体制を整備します。

(2023.04.18)